解説



国際公会計基準審議会 (IPSASB) 「IPSAS第41号「金融商 品」の改訂」の解説

IPSASBテクニカル・アドバイザー/

蕗谷 竹牛

公認会計士

今回の改訂の背景

IPSAS第41号「金融商品」は、国際財務報告基準(IFRS) 第9号「金融商品」をもとに作成され、2018年8月に公表され た。公表時のIPSAS第41号は、公的部門特有の金融商品のう ち、後述する一部の金融商品を扱っていた。

ただし、各国の中央銀行が扱うことが多い貨幣用金、法定通 貨、国際通貨基金(IMF)関連商品(出資額(クウォータ)、特別 引出権(SDR))の3項目については、当該項目の特殊性から、 IPSAS第41号とは別に「公的部門特有の金融商品プロジェク ト」を立ち上げ、検討が進められてきた。

公的部門特有の金融商品は、今回の改訂のほかにIPSAS第 41号本体及び移転費用プロジェクトで対応しており、その関係は 以下のとおりである。

図表 1 IPSASBにおける公的部門特有の金融商品の検討 状況

IPSAS/プロジェクト		規定
IPSAS第41号「金融	•	コンセッショナリー・ローン
商品」	•	非交換取引から生じる資本性金
	Ī	融商品
	•	非交換取引から生じる金融保証
	l	

移転費用プロジェクト	• 法定債権債務(税·補助金等)
(公開草案第72号「移	
転費用」)	
公的部門特有の金融商	• 貨幣用金
品プロジェクト	• 法定通貨
(今回の改訂文書)	IMF出資額(クウォータ)・特別
	引出権(SDR)

本改訂文書は、新たな基準を設定するのではなく、IPSAS第 41号の強制力のない条項を改訂するものである。すなわち、結 論の根拠(BC)、適用ガイダンス(IG)及び設例について、公的 部門特有の金融商品に係る記述を加筆・修正している。

IPSAS第28号「金融商品:表示」は、金融商品を以下のとお り定義している。

金融商品とは、一方の主体にとっての金融資産と、他の主体に とっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契 約をいう。

以下で、貨幣用金、法定通貨、IMF出資額(クウォータ)、特別 引出権(SDR)について解説する。

2 貨幣用金

貨幣用金とは、通貨当局により準備資産として保有される有形金をいう。本改訂文書では、貨幣用金は、それと引き換えに現金 又は他の金融資産を受け取る契約上の権利が存在しないため、 金融商品の定義は満たさないとしている。

ただし、貨幣用金が金融資産の有する特性を多く有するため、報告主体の判断次第でIPSAS第41号が適用される可能性も排除していない(IPSAS第3号「会計方針、会計上の見積の変更及び誤謬」の基準適用ヒエラルキーに基づき、具体的に当てはまるIPSASが存在しない場合は、主体の判断により適用する会計基準を選択する。)。

3 法定通貨

法定通貨とは、個々の経済又は当該経済が属する通貨同盟のいずれかにおける通貨当局により、又は通貨当局の代わりに発行される、法貨となる固定かつ算定可能な価値を有する現物の紙幣及び硬貨をいう。

銀行法等の法令に基づき、通貨の交換義務が発行者側にある場合、「契約」が存在するといえる。したがって、通貨の発行時点で金融負債が生じる。

発行前の通貨は、通貨受領者との間に契約関係は存在しないため、金融商品の定義を満たさず、棚卸資産として認識される。

4 IMF出資額 (クウォータ)

IMFに加盟する際に拠出を求められる出資額(クウォータ)は、 IMFから脱退する場合は返還されるため、金融資産の定義を満 たしている。

類似の金融資産について、開発銀行に対する出資割当の例が IPSAS第41号に既に設けられているため、当該設例を改訂し、 IMFのような国際機関も設例の対象に含まれることを明示した。

5 特別引出権 (SDR)

IMFは加盟国に対して、各国の出資割当額に応じてSDRを配分することができる。SDRを保有することで、加盟国はコストのかからない無条件の国際準備資産を受け取ることになる。加盟直後はSDR保有(SDR Holdings=資産)とSDR配分(SDR Allocations=負債)は同額である。

SDR保有は、ほかのIMF加盟国に対する通貨の請求権である。SDR保有国は、IMFとの取引や、加盟国間での交換により、現金を受領する。したがって、SDR保有は金融資産であるとされている。一方、SDR配分については、逆に、ほかのIMF加盟国に対して現金を支払う契約上の義務であるため、金融負債の定義を満たす。

図表 2 公的部門特有の金融商品の会計処理のまとめ

項目	金融商品の定義を満たすか
貨幣用金	満たさない
法定通貨	(通貨の交換義務がある場合)満たす
IMF出資額	満たす
特別引出権(SDR)	満たす

6 (参考) 我が国における会計処理

貨幣用金については、日本銀行の貸借対照表に「金地金」が取得原価で資産計上されている。また、財務省の貸借対照表では、IMFから受領した「金地金」が時価で資産計上されている。一方、貨幣材料用地金は「棚卸資産」に取得原価計上されている。

法定通貨は、紙幣は、日本銀行の貸借対照表に「発行銀行券」として額面で負債計上されている。また、硬貨は、財務省の省庁別財務書類の貸借対照表に発行済み額が「その他の債務等」として額面で負債計上されている。

財務省からIMFに対する出資額はSDR建てであり、各年度の円貨換算額が財務省の貸借対照表「出資金」に計上されている。またSDRは、保有額、配分額がそれぞれ、「その他の債権等」及び「その他の債務等」として両建てされている(外国為替資金特別会計財務書類では、それぞれ「特別引出権」及び「特別引出権」及び「特別引出権無累積配分額」として独立掲記されている。)。